

管理 No.	K201
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署： 都市整備部 建築指導課
(指導係 / 内線:3413)

根拠区分	法律 一条例一	
許認可等の名称	用途規制の特例許可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
	根拠規定条項	第 48 条第 1 項から第 13 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) 建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)
	基準規定条項	法第 48 条第 14 項
	審査基準	昭和 52 年 11 月 1 日 住街発第 47 号 (第一種住居専用地域における郵便局の取扱いについて) 昭和 60 年 4 月 1 日 住街発第 42 号 (電気通信事業者が設置する施設の取扱いについて) 平成元年 5 月 31 日 建設省住街発第 75 号 (大規模な店舗に併設される小規模な映画館に関する建築基準法上の取扱いにつ て) 平成 2 年 11 月 26 日 建設省住街発第 147 号 (自動車車庫に係る建築基準法第 48 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく許可の運 用について) 平成 5 年 6 月 25 日 建設省住街発第 95 号 (自動車修理工場に係る建築基準法第 48 条第 5 項から第 7 項までの規定に関する許 可の運用について) 平成 11 年 7 月 12 日 建設省住街発第 65 号 (ナトリウム・硫黄電池を設置する建築物に係る建築基準法第 48 条第 4 項から第 10 項までの規定に関する許可の運用について)
標準処理期間 (経由機関の日数)	不定	
本票の作成日	平成 28 年 3 月 1 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>平成 13 年 3 月 23 日 国住街第 205 号 (地下貯槽により貯蔵される液化石油ガスの貯蔵又は処理に供する建築物に係る建築基準法第 48 条第 4 項から第 10 項までの規定に関する許可の運用について)</p> <p>平成 16 年 3 月 31 日 国住街第 403 号 (ガス導管事業の用に供する建築物に係る建築基準法第 48 条第 1 項から第 3 項までの規定に関する許可の運用について)</p> <p>平成 17 年 3 月 31 日 国住街第 300 号 (特定規模電気事業の用に供する建築物に係る建築基準法第 48 条第 1 項から第 3 項までの規定に関する許可の運用について)</p> <p>平成 22 年 9 月 10 日 国住指第 2263 号・国住街第 78 号 (引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第 48 条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言))</p> <p>平成 23 年 3 月 25 日 国住街第 187 号 (水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言))</p> <p>平成 24 年 3 月 30 日 国住街第 254 号 (可燃性ガスの製造工場に該当する下水処理場のバイオガス製造に対する建築基準法第 48 条ただし書き許可の運用について(技術的助言))</p> <p>平成 24 年 3 月 31 日 国住街第 257 号 (自動車修理工場の立地に関する建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言))</p> <p>平成 25 年 3 月 29 日 国住街第 167 号 (建築基準法における電気、ガス等を供給する設備の取扱いについて(技術的助言))</p> <p>平成 25 年 3 月 29 日 国住街第 168 号 (圧縮ガスの貯蔵又は処理に供する圧縮天然ガススタンドに対する建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言))</p> <p>本条各項ただし書の許可には、奈良市建築審査会の同意が必要。</p>